

医療費控除ってご存知ですか？



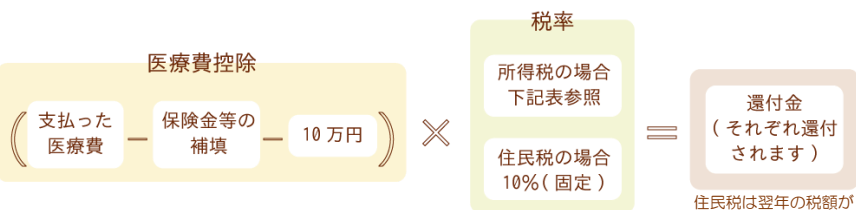
歯列矯正を始める前に、おさえておきたい「医療費控除」

自分自身や家族のために支払った医療費が1年間に10万円以上の場合、所定の手続きをすることで納めた税金の一部が還付されるという制度です。

歯列矯正も「医療費控除」の対象となり、確定申告をすると支払った税金（所得税）の一部が戻ってきます。

戻ってくる税金は、所得税と住民税の2種類

医療費控除とは、所得税や住民税を計算する際に、所得から差し引く額です。所得税に関しては、ご自身の所得額に応じて、税率が変わり、その税率に従って還付（払い戻される税金）される金額が変わってきます。還付金額の計算式と所得税率は以下ようになります。さらに、住民税の減額も加わります。



実際にいくら返ってくるの？
計算してみましょう！
医療費で35万円または100万円使った！
年収400万円だけど...
いくら戻ってくるの？



年収400万円の場合、給与所得控除後の所得金額は約276万円

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

《 35万円使ったとき 》

医療費控除
35万円 - 0円 - 10万円

×

税率10%
税率10%

=

還付金

2万5千円

2万5千円

《 100万円使ったとき 》

医療費控除
100万円 - 0円 - 10万円

×

税率10%
税率10%

=

還付金

9万円

9万円

会社員は源泉徴収票の「給与所得控除の金額」から「所得控除の額の合計」を差し引いた額が課税される所得金額

*あくまでも一例です。個人の社会保険料等の控除額により税率が異なります。



point

総所得ではなく、ご家族の内一人の所得が対象になります。つまり、「所得の多い方」が申告した方が、より還付額が大きくなります。医療費控除は現金払いだけでなく、クレジットローン払いなど、分割で支払うケースにおいても控除の対象です。

申告の際に必要な書類や医療機関から受け取った領収書、通院の際にかかった交通費の領収書などは大切に保管しておきましょう

いつ、どうやって手続きをしますか？

所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、基本的に毎年2月16日から3月15日の1ヵ月間となっています。詳しい日程は[国税庁のページ](#)をご確認ください。期限内に申告しましょう。



- ・＜申告の提出方法＞申告時の住所地を管轄する税務署に郵送する
- ・申告時の住所地を管轄する税務署に持参する
- ・電子申告（e-tax）で申告する

医療費控除は、その年の申告期間を過ぎてしまっても、5年前までさかのぼって申告できるので次回の確定申告で対応できます。

確定申告というとなしそうなイメージですが今はスマホでも電子申告できます。気軽にトライしてみてください。



その他ご不明な点がございましたら、管轄の税務署までご確認ください